

補助事業の執行に係る費用領収書写しの提出に関する誓約書

令和 8 年 4 月 1 日

金 沢 市 長 村 山 卓 様

申請者 住所 金沢市栗崎町〇字〇〇番地

氏名 金沢 太郎

(申請者の署名又は記名押印)

交付決定通知書の日付、番号を転記

令和 年 月 日 付け危機第

号により交付決定通知があった

「金沢市土地境界復元費補助金」の交付申請に際し、その事業費の支払いを証する費用領収書については、補助金の交付を受けた後に支払いを予定している事情から、現時点では提出することができません。

つきましては、補助金交付後 15 日以内に支払いを行い、遅滞なく費用領収書を提出すること及び費用領収証を提出できなかった場合には交付済みの補助金を返還することを誓約しますので、なにとぞよろしくお願いいたします。

なお、偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明し、当該認定が取り消された場合（一部含む）は、交付済みの補助金を返還いたします。

(金沢市土地境界復元費補助金交付要綱、金沢市補助金交付事務取扱規則)